

教育委員会会議規則（第18条関係）

会 議 録

文 書 分 類		保存期間	30、10、5、3、1 年
会 議 の 名 称	第3回教育委員会定例会		
開 催 日 時	令和6年3月21日（木） 午後 3時00分開会 午後 3時45分閉会		
開 催 場 所	真壁庁舎 3階 3310会議室		
出 席 者	（委員出席者氏名） 教 育 長 稲川 善成 教育長職務代理者 小林 源洋 委 員 市村 尚夫 委 員 小島 香織 （説明の出席者職・氏名） 教 育 部 長 佐谷 智 次長兼学校教育課長 初芝 保 教 育 指 導 課 長 酒井 雄一 生 涯 学 習 課 長 西片 公典 ス ポ ー ツ 振 興 課 長 戸嶋 忠行 文 化 財 課 長 寺崎 大貴 学校給食センター所長 荒井 真澄 学 校 教 育 課 長 補 佐 廣澤 裕美		
議事録署名人	小林 源洋 委員		
会 議 内 容	・議案第6号 桜川市立学校事務職員の標準的な職務内容及びその例並びに事務職員の業務の遂行に関する要綱（案）の制定について ・議案第7号 桜川市学校管理規則の一部を改正する規則（案）について ・報告第1号 桜川市立学校事務の共同実施に関する規定の一部を改正する訓令について ・報告第2号 桜川市就学援助事務取扱要綱の一部を改正する告示について ・報告第3号 桜川市立学校におけるラーケーションの実施について		
会議録作成方針	要点記録		

情報の公可否	☒ ・ 否 不開示理由（部分開示を含む）
会 議 内 容	（審議内容・審議経過・結論等）

稲川教育長	本日の出席者は私を含めて4名、定足数に達していますので、本委員会は成立いたします。
稲川教育長	【 議事録署名人の選任 】 それでは、本日の定例会における議事録署名人についてですが、小林 源洋委員にお願いします。
稲川教育長	【 議事 】 本日の会議に提案されている案件は、議案2件と報告3件です。よろしく願いいたします。 議案第6号 桜川市立学校事務職員の標準的な職務内容及びその例並びに事務職員の業務の遂行に関する要綱（案）の制定について、学校教育課より順に説明願います。
初芝学校教育課長	(資料により説明)
稲川教育長	説明が終わりました。委員さんから発言等があればお願いいたします。
稲川教育長	国・県からの変更に応じて各市町村でも要綱を変更して学校運営を整えていくということですね。今年度の共同実施で何度か学校教育課も参加して一緒に事務職員等と相談をして進めていき、校長会のほうにも説明を行いました。特別、桜川市として工夫したところ等がありますか。
廣澤学校教育課長 補佐	はい。大部分は国や県から示されているものですが、別表第1（第2条関係）のその他の項目にある職務の内容に「校長が必要と認める職務」とありますが、こちらは桜川市で定めたものになります。校長先生が必要と判断すれば、事務職員が主となってできるようにしました。また、学校によって実情が違う場合が想定されることや、各学校に勤務される事務の先生方の年齢や経験等にばらつきがあるため、概

	ねの役職が担当する職務として想定されるものがあるようにしてほしいと要望があり、主任・係長以上の者が担当することが想定される職務に印を付けました。
稲川教育長	事務職員は各校一人職で仕事をしているのですが、新任で来る教頭先生になると役割分担が難しくなり、うまくいかないことがあります。今までは共同実施で補ってきましたが、今後は校長先生の裁量で職務を行ってもらおうということですね。事務職員の力は大きいので学校に一職員として参画していただきたい。という要綱になりますね。
稲川教育長	その他発言等ございませんでしょうか。 なければ採決に入りたいと思います。よろしいでしょうか。
全委員	はい。
稲川教育長	それでは、議案第6号 桜川市立学校事務職員の標準的な職務内容及びその例並びに事務職員の業務の遂行に関する要綱（案）の制定については、原案のとおりとすることにご異議ございませんか。
全委員	異議なし
稲川教育長	異議がございませんので、議案第6号は原案のとおり決定いたします。 議案第7号 桜川市学校管理規則の一部を改正する規則（案）について、学校教育課より説明願います。
初芝学校教育課長	（資料により説明）

稲川教育長	説明が終わりました。委員さんから発言等があればお願いいたします。
	なければ採決に入りたいと思います。よろしいでしょうか。
全委員	はい。
稲川教育長	それでは、議案第7号 桜川市学校管理規則の一部を改正する規則(案)については、原案のとおりとすることにご異議ございませんか。
全委員	異議なし
稲川教育長	異議がございませんので、議案第7号は原案のとおり決定いたします。
	報告第1号 桜川市立学校事務の共同実施に関する規定の一部を改正する訓令について、学校教育課より説明願います。
初芝学校教育課長	(資料により説明)
稲川教育長	説明が終わりました。委員さんから発言等があればお願いいたします。
稲川教育長	なければ採決に入りたいと思います。よろしいでしょうか。
全委員	はい。
稲川教育長	それでは、議案第7号 桜川市学校管理規則の一部を改正する規則(案)については、原案のとおりとすることにご異議ございませんか。

全委員	異議なし
稲川教育長	発言がございませんので、報告第1号は報告のとおりといたします。 報告第2号 桜川市就学援助事務取扱要綱の一部を改正する告示について、学校教育課より説明願います。
初芝学校教育課長	(資料により説明)
稲川教育長	説明が終わりました。委員さんから発言等があればお願いいたします。
稲川教育長	援助費の変更ではなく、様式の変更だけですか。
初芝学校教育課長	はい。援助費や項目等の変更はないです。
稲川教育長	その他発言等ございませんでしょうか。 発言がございませんので、報告第2号は報告のとおりといたします。 報告第3号 桜川市立学校におけるラーケーションの実施について、学校教育課より説明願います。
初芝学校教育課長	(資料により説明)
稲川教育長	説明が終わりました。委員さんから発言等があればお願いいたします。
小林委員	今後、どのような形で保護者に周知していくのか。

初芝学校教育課長	学校ごとに定期テストや学校行事等でラーケーションができない日を事前に設定するため、周知は学校に依頼することになると思いますが、どうやっていくことが良いか各学校と検討していきます。
稲川教育長	担当者からの説明をお願いします。
廣澤学校教育課長 補佐	はい。現時点では、事前に校長会にて本件の話をして、校長先生を通じて学校の先生方には周知をしています。 保護者への通知は、教育委員会と学校が連名で出すなど連携して対応していきたいと考えています。その他、総会等で話をするかどうかは各学校の判断になるところですが、すべての保護者の方に通知が届くようにしていきたいと思います。
稲川教育長	周知に関しての質問でしたが、学校と教育委員会で協力しながら周知をして欲しいと思います。 その他発言等ございませんでしょうか。 発言がございませんので、報告第3号は報告のとおりといたします。 それでは、以上で審議を終了とさせていただきます。 議事進行にご協力いただきありがとうございました。 会議の正なることを証します。 令和 年 月 日 教育長 議事録署名人 教育委員

